

家計イベントの解説

☆相続 第二回 《相続の手続きと相続税の基礎》

9月号では、笑顔で相続するために、どんな準備をすれば良いかをテーマにしてお話ししました。今月号は、実際に相続が開始されたときの具体的な手続きと、相続税の基礎についてお話しします。相続は、どんなものが経験する課題です。知っておけば必ず役に立つと思います。

I. 相続の手続き まずは、手続きの流れを図1に纏めて示します。

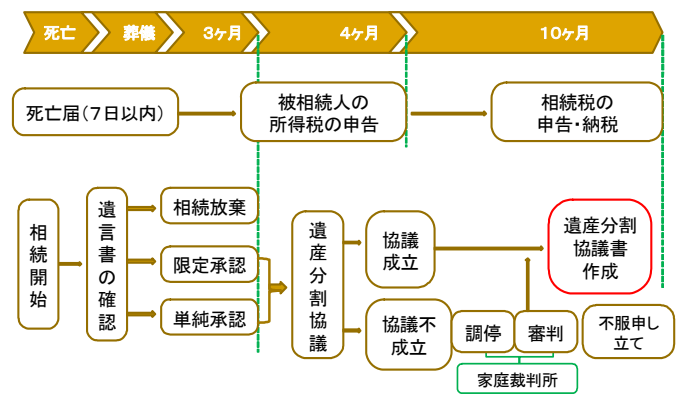
(1) 最初に、遺言書の確認をします。遺言書が残されているかいないか、遺言書の種類は何かを確認します。遺言書が残されていれば、財産分与は遺言書に従います。ただし、相続人全員の同意があれば、遺言書の内容と異なる財産分割が可能です。遺言書の種類については、前号でも触れましたが、自筆遺言書の場合は、開封前に家庭裁判所に遺言書を持って行って、検認を受ける必要があります。

(2) 次に、相続人の相続の仕方について、「単純承認」、「限定承認」、「相続放棄」のいずれかの選択をします。相続が開始されてから3ヶ月以内に行わねばなりません。何もしなければ、「単純承認」という通常の相続となります。相続しない場合は、「相続放棄」です。これは、相続人個人で家庭裁判所に向いて手続きをします。遺産分割時に「私は遺産は知らない」と言えばほとんど同じように思えますが、厳密には異なります。例えば、負の遺産（借金）がある場合は、この負の遺産だけを背負うことになる可能性がありますので注意して下さい。「限定承認」というのは、相続財産に負の遺産が多く含まれていて、単純承認すると、自分のお金の持ち出しになる可能性のある場合に採用する相続の方法です。すなわち、受け継いだ正の遺産の範囲内で、負の遺産について責任を負うという相続の方法です。これは、相続人全員（相続放棄した人を除きます）で家庭裁判所において手続きする必要があります。

(3) 次に、相続人が集まって財産分割について協議を行います。そして、「遺産分割協議書」を作成します。この「遺産分割協議書」は、どの財産を誰が相続するかを具体的に書いて、相続人全員が署名捺印（実印）するものです。相続税が発生するか否かに関わらず必要です。これが無いと、財産の名義変更ができませんので、重要なものです。協議が成立しない場合は、家庭裁判所に“調停”の申し立てをします。“調停”でも結論が得られない場合は、“審判”に持ち込みます。“審判”は一種の裁判であり、強制力を持ちます。

大雑把ですが、相続の手続きがお分かりになったでしょうか。あっさりとは書きませんが、実際の相続では、なかなかすんなりとはいかないことが多いようです。例えば、相続財産が家と屋敷に限られていて、これを売却しないと4人の相続人に分けられない。しかし、お母様が健在で、家と屋敷を売却するわけにはいかない。とか、相続人の所在がはっきりしなくて、遺産分割協議書が作成できない。などです。それぞれのケースで、話し合いながら解決しなければならないことが多いのです。

図1 相続発生後の手続き



スズタカFPオフィス

8

II. 法定相続人と相続分 次に、法定相続人について触れましょう。ご承知の人も多いかと思いますが、図2に法定相続人の系統図を示します。

(1) 配偶者は常に相続人となります。

(2) 第一順位の相続人は、直系卑属です。すなわちお子様です。お子様が既になくなっている場合は、代襲相続となります。すなわち、孫、ひ孫、玄孫というように、理論上では限りなく代襲が繰り返っていきます。

(3) 第二順位は直系尊属です。第二順位と言うのは第一順位に相続人がいない場合です。直系尊属には代襲相続という概念はありません。ご存命の尊属の方全員が同等に相続します。

(4) 第三順位は兄弟姉妹（けいていしまい）です。お子様がなく、おじい様、おばあ様も既にお亡くなりになっているというケースです。兄弟姉妹には一代に限って代襲相続があります。

(5) 表1は、法定相続分です。これも、ご承知の方も多いでしょうから、解説は省きます。

注意点の一つである遺留分についてお話ししましょう。遺留分と言うのは、民法で最低限の相続分与を保障しているものです。基本的には法定相続分の半分です。ただし、尊属のみの場合は、合計で相続財産の1/3が遺留分です。また、兄弟姉妹には遺留分はありません。時効は1年です。

遺留分の行使は、相続が確定した後で、自分の遺留分を侵害している場合に、その侵害する者に対して「遺留分減殺の請求」をすることで成立します。実際には内容証明郵便で請求を行います。裁判所に申し出る必要はありません。ただ、相手が応じないなどトラブルとなれば、裁判に訴えることとなります。

また、法定相続分として、細かいことですが、非嫡出子（事実婚での子供）は嫡出子の半分です。また、半血兄弟姉妹（父母のどちらかが異なる場合）は実兄弟姉妹の半分の相続分になります。なおこれらは、最近、憲法で定めた“法の下での平等”に反するのではないかとの議論がなされています。

Ⅲ. 相続税の基礎 相続税について、知っておきたい重要なポイントをお話したいと思います。

(1) まず、相続税の基礎控除です。基礎控除は、5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）です。すなわち、相続人が、奥様と2人のお子様の場合、法定相続人は3人ですので、基礎控除は8,000万円です。すなわち、相続財産が8,000万円までは相続税は掛かりません。この基礎控除があるために、実際に相続税を支払うのは、全相続の4%程度です。約96%の相続では相続税は発生していません。

この場合の注意点の一つである養子について触れます。法定相続人の人数に加えることのできる養子の数は、実子がいる場合は1人まで、実子がない場合は2人までです。これ以上の養子をとっても節税にはなりません。

(2) 次に課税対象となる財産についてお話ししましょう。表2に纏めたので参考にしてください。“本来の相続財産”は、家や土地、預貯金、有価証券などです。これとは、別に“みなし相続

図2 法定相続人

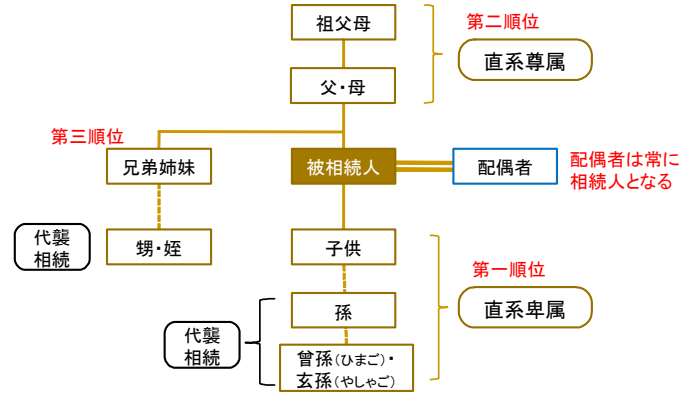


表1 法定相続分

順位	相続人	相続分	備考
第一順位	配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2	認知された非嫡出子は嫡出子の1/2
第二順位	配偶者と尊属	配偶者 2/3 尊属 1/3	尊属が複数名のときは等分
第三順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	半血兄弟姉妹は兄弟姉妹の1/2
遺留分	尊属のみ	合計で相続財産の1/3	
	兄弟姉妹	なし	
	上記以外	それぞれ相続分の1/2	

表2 相続税の課税対象となる財産

項目	内容	
本来の相続財産	土地、家屋、現金、預貯金、有価証券、ゴルフ会員権、書画、骨董、宝石、特許権、借地権、など経済的価値のあるものすべて	
みなし相続財産	死亡保険金	被相続人が保険料を負担していた死亡保険金
	死亡退職金	被相続人にかかる死亡退職金
	生命保険契約に関する権利	被相続人が保険料を負担していたが、保険事故が発生していない生命保険契約(解約返戻金の額)
	定期金の受給に関する権利	生命保険、郵便年金や退職年金などの年金受給権
特別縁故者への分与財産	相続人が存在しない場合に特別縁故者に分与された財産	
相続開始前3年以内の贈与財産	対象は相続人、受遺者 (贈与時の時価)	

続財産”というのがあります。生命保険金や死亡退職金などです。これらの“みなし相続財産”は、「500万円×法定相続人の数」の控除があります。相続資金を確保（調達）する手段として、よく生命保険を利用しますが、これは、この控除があることが一つの理由です。

(3) 逆に、相続税の対象とならない財産としては、次のものが挙げられます。①墓地や仏壇など神仏に関する設備など、②国などに寄付をしたもの、③弔慰金（業務上死亡の場合は給与の3年分まで、業務上外のときは6か月分まで）などです。

IV. 生前贈与 次に、生前贈与についてお話しします。相続税あるいは贈与税の節税対策としてよく相談を受けますので、ここで取り上げます。

(1) まず、贈与税の基礎控除を利用する方法があります。贈与税の基礎控除は一人当たり、年間110万円です。控除額は大きくありませんので、贈与する年数および対象者の人数を多くすることが要点です。すなわち、ご子息に生前贈与される場合は、その奥様やお孫様にも贈与されること、また何年間にわたって贈られることです。すると、合計贈与額は（人数×年数×110）万円となって、かなりの金額が非課税となります。また相続税では、その分相続財産が軽減されるので、節税となります。

(2) 時限立法の500万円非課税制度を利用する方法です。これは、2009年1月1日から2010年12月31日までの2年間の制度です。上記の110万円非課税枠と合わせて利用できますので、今年と来年については、受贈者一人当たり610万円まで非課税で贈与できます。ただし条件として、用途は住宅関連費用（新築・中古住宅の取得、および増改築）であること、受贈者は20歳以上、贈与者は親や祖父母など直系尊属であること。

(3) 相続時精算課税制度を利用する方法です。受贈者一人当たり2,500万円まで贈与時には課税されません。この制度は、名前の通り、相続時に改めて精算するというものです。ですので、基本的に相続税の節税にはなりません。しかし、相続税が発生しない場合は、贈与税は大幅に節税されます。条件として、受贈者は20歳以上の推定相続人であること、また贈与者は、65歳以上の親（おじいさん、おばあさんは駄目）であること。ただし、住宅に関する贈与である場合、1,000万円の金額が上乗せされ、また贈与者の年齢制限が外れます。すなわち、親から、住宅取得のためのお金や土地などを贈与される場合は、3,500万円まで非課税です。注意点として、税務署への届けが必要で、また、この相続時精算課税制度と上述の110万円基礎控除の利用とは合わせて使うことができません。また、その親からの贈与については、一旦決めたら、相続時精算課税制度から基礎控除利用への変更はできませんので、注意が必要です。

以上で、相続についてのお話は終了です。相続は奥が深く、ここで語りつくすことはできません。相続について、不明点や困ったことがありましたら、当スズタカFPオフィスに相談ください。

株式状況と解説

☆日本の株式市場は、11月に入ってから変調です。海外株式が、順調(?)に上昇するなか、日経225は下落基調です。中短期の傾向を示す25日移動平均線(青い線)も明らかな下降線となっています。執筆時点で日経225は9,400円付近です。場合によっては年内に二番底を経験するかも知れません。

民主党の少しはっきりしない政策が皆さんの不安心理をあおっていて、日本株の下落につながっているように思えます。今後に期待したいですね。

なお、この記述は株式等の売買をお勧めするものではありません。売買の判断はご本人でなさってください。

以上

このレポートの記述は、株式、保険等の売買を推奨するものではありません。株式、保険等の売買は自己の責任において行って下さるようお願いいたします。

ご意見、不明点など御座いましたらお気軽に連絡下さい。なお複写、転載はご遠慮下さい。

発行人：スズタカFPオフィス 代表 鈴木隆志 茨城県つくば市東新井4-2メゾンヴェールつくば612号
携帯：090-4423-9147 Tel,Fax：029-861-0778 E-mail：suzu@suzutaka.org URL：http://www.suzutaka.org